制度改革に伴う党運営方針

自 由 民 主 党

目

はじめに

党運営の基本

〔一〕運営のあり方

〔二〕運営の充実につい

ての措置

[三]新しい論議の場の創設等

地方組織の再編強化

[一] 都道府県支部連合会の再編強化

役割と機能

役員構成等

選挙区支部との連携

市区町村支部· 職域支部との連携

垂 政策機能の強化

六、 候補者選定委員会の設置

弋 支部連合会事務局の充実

[二] 選挙区支部の創設

選挙区支部の性格

選挙区支部の位置づけ

 \equiv 選挙区支部の目的

選挙区支部を支える組 織

垂 選挙区支部の組織と機構

七、 選挙区支部事務所の設置 六、

日常活動および政策立案機能の強化

選挙区支部事務所職員の任務等

選挙区支部および事務所の設置目標

選挙区支部規約の具備

第三 党財政の基盤強化

〔一〕選挙区支部についての措置

一、選挙区支部への助成

二、資金調達等財政基盤の強化

一、党費

四、収支報告の義務

[二] 都道府県支部連合会についての措置

一、支部連合会への助成

一、資金調達等財政基盤の強化

二、党費

四、収支報告の義務

五、その他

〔三〕市区町村支部についての措置

一、市区町村支部の運営

一、党

三、収支報告の義務

[四] 党本部についての措置

一、政治資金の調達

二、公的助成金の使途

三、党内機関の活用化

立、その他の表務

[五] 国会議員についての措置

一、国会議員活動についての措置

二、国会議員の議員活動に対する公費負担

〔六〕地方の首長および議員についての措置

第四 候補者選定制度

(一)移行期における衆議院議員候補者の選定方法

一、特例措置

二、小選挙区候補者の選定

三、比例名簿の作成

四、移行期における基準細則

〔二〕定着後における衆議院議員候補者の選定方法

一、候補者選定委員会の設置

二、候補者選定委員会の構成

三、小選挙区候補者の選定

四、比例名簿候補者の選定

[三] その他

一、無所属立候補者への措置

二、定年制

三、腐敗行為の防止

はじめに

制 度の抜本的大改革に着手している。 の創造が不可欠であるとの信念のもと、 まわが党は、 今日 の変革期に のぞんで、 その根幹をなす 国民 の信頼と負託にこたえられる 選挙制度および政治資 新 金

する決意である。 る て以下の方針を定め、 い体制を築かなければならない。 国民政党としての 制度改革に伴い、 責務を果た 党もまた大胆な衣替えが必要であ ŧ 9 て国民が期待する政治の実現に先駆けの使命をまっ たしてい そのため、 くには、 わが党は制度改革に伴う党運営に 国民の批判と時代の る。 わ が党が引き続き、 試練に堪えうる新 責 任 あ

第一 党運営の基本

〔一〕 運営のあり方

求する。 われわれは、 時代 の流れ に沿っ て 0 ね により新鮮で、 より 活力の ある党風を希

共通 請をともに満たすことであ 意思決定 党運営に望まれ の政策の 0 もとに、 \mathcal{O} る民 自由闊達な論議 選挙を勝ち抜く組織とし 主化 に あ た の保障と、 0 7 不 可 欠の 正 L ての秩序の保持という、 視 1 点は、 手続きの確保、 方に お 11 地 て、 方 E 二つ おい \mathcal{O} て、 7

義の 的な指導力の発揮、 整と決断の場面が増大するなかで、 とくに近年、 かることこそが大事である。 徹底だけにとどまらない。 政治 党員の結束、 が かかえる課題がきわ これを基盤としつつ、 政策の一致、 党の運営で重要なことは、 めて複雑多岐におよび、 本部と地方組織の建設的な協力等 課題 \mathcal{O} 解決に向け ただ党内民主主 多様 Ź な利 \mathcal{O} 対外

[二] 運営の充実についての措置

が、 1 て一段とその 党運営の充実は、 政党政治の確立を目的とする新制度の下では、 重要度は増加する。 当然、 制度改革 一の有無 にかかれ わらず 政策形成、 必須とされるも 候補者選定等にお 0 で あ る

したがって、制度改革に伴う党運営のあり方については、

見込まれる党則の大幅改正にあたっては、特定の恣意が働くことの ない よう、

とくに党として意思決定の過程と当該 配分基準 \mathcal{O} 明 文化をは かることによ 機関 9 て、 \mathcal{O} 明 確化、 民主主義を担保すること。 およ び候補者選定基

民 れるよう、 主主義そ 信 \mathcal{O} 賞必罰を厳正にする ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 権威 \mathcal{O} ため、 措置を講ずること 決定事項に つい て は党員 0 献 身と順守 が な

権力、 機関 権限 \mathcal{O} 工夫を講ずること \mathcal{O} 集中化を防ぐた め 人事に つい て公正さが 確 保 され るよう、 検

 \mathcal{O} 仕組み 各般 \mathcal{O} 問題に と権限を つき、 明確にすること 本部と地方 組 織 \mathcal{O} 間 で 実効あ る協議が 行 わ れ る そ

等が踏まえられなければならない。

否に帰せら を尊重するが 党内民主主義 ばなら \mathcal{O} あ 11 だに、 な れ るべ ゆえ \mathcal{O} きで \mathcal{O} た 確立をはかる場合、 不 L あ 可 かに困難が生ずることもあ り、 避的なことがら 最終的には 議論 っである。 機関 \mathcal{O} 徹底と終局、 規約中 問題は るが、 ·心主義」 兼 む ね合い しろそ 集約と異議、 が ٢, れら つらぬ は民主主義 手続きの 決定と自 カュ 正 な

[三] 新しい論議の場の創設等

でも すると機関 なされ とい $\tilde{\mathcal{O}}$ な れ で、 論議 わ う れ が趣旨に が るべきであるし、 議 が \mathcal{O} 場 決を 専門 直 \mathcal{O} 面 しもとづ 目的 創設 する 化するにつ である。 とせずに、 課題を考えた場合、 くも れ ときには執 \mathcal{O} で ある。 れは、 分野をこえた問 _ 定数の 行 玉 もちろん、 発議に 部の や党の基本問 重要なことは党内に 提案によ より、 題 これ \mathcal{O} 論 っても は本 自由 議 題を論 が 部 できな カゝ 開 0 議 お と地方との 包括的 する 催することとす け くなることが る 集中 に討 あ だ

と の を十分に また、 関係 あ 有 わせ 識 者の \mathcal{O} 発 新 て議論 制 な 揮 かで抜本的 するため、 度下では、 機関 さ れることが必要であ \sim 0) 参 立党以来の に 政党本位の選挙、 画等も検討 再編されな 状態にある本部機構も、 に け る。 値しうると思われるの れ ば 政策形成が実行されるので、 ならない。 そ \mathcal{O} 際、 あたらしい で、 機関 党則改正とと 紙 の日刊化、 その 地方組織 意義

 \mathcal{O} とぎすま 基本 \mathcal{O} 心構えであると銘記すべきである。 0 ねに 魅力的で責任ある活 新鮮でな け れ ば なら 動に党をあ な V) その げ て努力して た \Diamond に は、 1 くことが、 日 頃 から時 代感覚 わ れわれ

第二 地方組織の再編強化

〔一〕都道府県支部連合会の再編強化

一、役割と機能

挙区支部との間で政策形成、 党友名簿の管理、 0 ての候補者選定を行う。 なお、 支部連合会は、 支部連合会は、 総裁選挙の実施等の党活動を引き続き行うほ 各級選挙活動、党勢拡大運動、 参議院議員選挙、 広報・宣伝等を含めた広域的連絡調整にあた 首長選挙、 議会対策、 地方議会議員選挙にあた 政策普及、 か、 新たに各選 党員

二、役員構成等

1、構 成

務会長、 支部連合会の役員は、 政調会長等)、 新たな制度、 基本的には従来と同様とするが(会長、 組織に対応した構成を検討する。 幹事長、

2、役員の選出

民間の識者も含め、 に居住する党員 役員の選出に しあたっ \mathcal{O} なかから、 広く各方面から人材を得ることも考慮する。 て は、 党組織の円滑な運営をはか 人格、 識見 \mathcal{O} 優れたも のを登用する。 るため、 都道府県内 その

会を経るも ただし、 会長は、 のとし、 方法は、 原則として国会議員とする。 各支部連合会によって定める。 その選出は、 支部連合会大

きる。 なお、 全国党大会の代議員として、 幹事長、 他一名を参加させることがで

3、役員の任期

役員の任期は、原則として一期二年、二期までとする。

二、選挙区支部との連携

を開催するなど、 支部連合会の役員・事務局は、 選挙区支部との緊密な連携をはかるものとする。 選挙区支部役員・ 事務局との定期的な協議会

四、市区町村支部・職域支部との連携

 \mathcal{O} 連絡の任にあたる機関を設け、 支部連合会は、 各選挙区支部単位の 円滑な連携をはかるものとする。 所属となる市 区 町村支部および職域支部

五、政策機能の強化

支部連合会は、定期的な世論調査等を通じ、有権者のニ ズを的確に 把握

選挙区支部と協力して政策的見地から絶えず検討を行う。

議会対策、 これらの結果は、 参議院議員選挙、 支部連合会および党支部の政策立案に反映させるとともに 首長選挙等のために活用する。

六、候補者選定委員会の設置

支部連合会に候補者選定委員会を設置する。

七、支部連合会事務局の充実

支部連合会事務局職員は、 支部連合会の 任用とし、 その 身分は党本部事務局

職員と同等とする。

員一名づつを増員する。 さらに、 選挙区支部との緊密な連絡 新たな職員の任用は、 調整 のた 次 め の基準をもっ 概ね五 選挙区支部ごとに て行う。

- 持ち、 自由と民主主義の基本理念、 地域社会から信頼され、 カュ および自由民主党の政策につい つ活発に活動できる登録党員であること。 て高い 見識
- 2 原則として、 当該都道府県内に居住 している者であること。
- 3 支部連合会所属 0 国会議員の 推薦を得たも \mathcal{O} であること。
- 4 ೬ 支部連合会の推薦したも \mathcal{O} で、 党本部が 行う試験に合格したもの であるこ

5、年齢も考慮する。

二〕選挙区支部の創設

一、選挙区支部の性格

する。 会との緊密な連携をはかるほか、 組織、 選挙制度の改革に伴う三百の 選挙区支部は、 運営についても国民政党としての実態を備えたものとする。 地方選挙管理委員会に届け出た政党支部とし、 小選挙区に、 各界各層の 人々が積極的に参加できるようそ 党組織としての選挙区支部を創設 支部 連合

二、選挙区支部の位置づけ

党本位 後援会などすべてを包括する党の実践的に基本組織とする。 収するものとする。 選挙区支部は、 の選挙制度へ 当該選挙区の市区町村支部、 \mathcal{O} 移行の趣旨に鑑み、 将来的には政党組織の中に完全に 職域支部、 各種友好団体、 議員後援会は、 議員 政

なお、 党の基本組織である選挙区支部 \sim 0 、既存のな 各組 織 の帰属にあたっては

支部連合会と十分協議しつつすすめることとする。

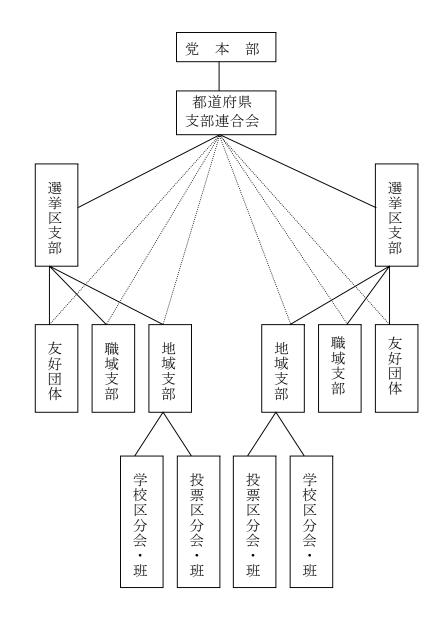
二、選挙区支部の目的

選挙区支部の主たる目的は、次の通りとする。

- 1、衆議院議員候補者の選定を行う。
- 2 衆議院議員選挙におい て、 公認候補者の当選をはかる。
- 3 した候補者の当選をはかる。 国政選挙、 首長選挙、 および地方議会選挙におい て、党が支持すると決定
- 4 はかる。 地域住民の政治的意思の吸収とわ が党の 政策の普及、 および党勢の拡大を

2、選挙区支部を支える組織

分会ない を目標とする。 所属とし、 選挙区支部を支える地域支部、 し班等を設けることができる。 地域支部党員との緊密な連携をはかりつつ活動を行う。 地域支部は、 さらに実情に応じ、 職域支部は、 また、 職域支部党員は、 人口の三パ 小学校区または投票区ごとの セ ントの党員獲得 選挙区単位の



五、選挙区支部の組織と機構

1、構

(地域政策の推進、 婦人局、全役員による執行委員会等の構成を検討する。 補者選定委員会、 支部大会、支部長、 党紀委員会、 政策に対する民意の吸収=世論調査、 幹事長、 総務局(運営、 選挙対策委員会、 企画、立案)、財政局、政策局 組織局、 アンケート等)、 広報局、 青年局、

2、役員の選出

を発掘、 居住する党員のなかから、 役員の選出にあたっては、 登用する。 人格、 党組織の円滑な運営をはかるため、 社会的地位等を考慮し、 広く各方面の 選挙区内に 人材

よび次期公認候補者が就任するものとする。 いて承認を受けるものとする。 支部長は、 執行委員会の委員の中から選挙によって選出し、 ただ į 当面は、 当該選挙区の衆議院議員お 支部大会にお

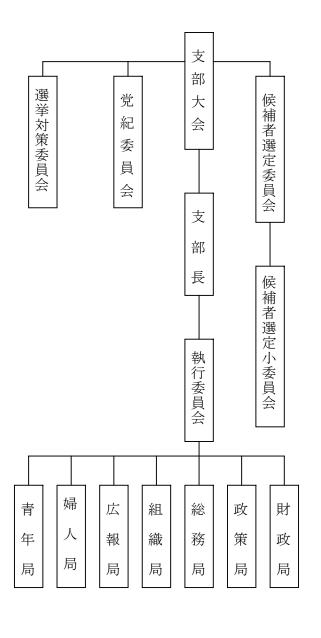
また、 各機関 の長は各局・委員会役員の選挙によって選出する。

なお、 選挙区支部は、 全国党大会の代議員として代表者一名を参加させる

3、役員の任期

ことができる。

役員の任期は、原則として一期二年、二期までとする。



六、日常活動および政策立案機能の強化

- 1 に対応 かる。 通じての啓蒙活動や、 日常の党活動を強化する。 選挙区支部の各機関、 して、 自由新報号外選挙区支部版(個人版)等によって党勢の拡大をは 機関紙 および下部組織は、 時局・文化講演会、 「自由新報」 の週二回刊または日刊化へ 強固な組織体制を確立するため、 研修会など各種会合の開催を の移行
- 2 るなど、 選挙区支部 その 広聴機能を強化する。 は、 地域の 組織広報員などを通じて、 地域社会の 要望を聴取す

立案機能 また、 それ \mathcal{O} 強化に らの要望を分析し、 つとめる。 政策形成のための 専門機関を設置し、 政策

七、選挙区支部事務所の設置

- 1 選挙区の との党の事務所を設置する。 選挙区支部の活動の充実、 面積および人口を勘案、 事務所は、 および円滑な運営をは 随時補 正し、 選挙区に一 設置する。 かるため、 事務所を基準とするが、 選挙区支部ご
- 2 果的と思われる地域に設置する。 選挙区支部 0 事務所は、 選挙区内の事情を考慮して、 党勢の拡大に最も効

ハ、選挙区支部事務所職員の任務等

- (1) 選挙活動を支援することを目的とし、 当該選挙区内の 衆議院小選挙区選出議員および公認候補者の日常活 そのため の諸業務を遂行する。
- (2)情報収集などの党活動を行う。 当該選挙区内の地域社会に密着し、 党員獲得、 党組織整備、 政策宣伝、
- 業務遂行にあたっては、 所属選挙区支部長の指示によるものとする。
- (4) 業務を遂行するものとする。 選挙区支部事務長は、 支部連合会事務局長と連携をはかりながら、 その

2、身 分 等

- (1) 任用は選挙区支部におい て行 V 身分は党本部事務局職員と同等とする。
- ②党本部事務局職員が選挙区支部事務局職員として出向することができる。

- 3、配置人数(事務所の構成)
- (1) 一選挙区支部に配置する人数は、五名と基準とする
- ②うち一名は選挙区支部事務長を務めることとする。
- 4、任用方法

支部連合会事務局職員は任用方法に準ずる。

九、選挙区支部および事務所の設置目標

衆議院議員の選挙制度の改革に伴う法律案の成立後、 可及的速やか に設置す

十、選挙区支部規約の具備

事項を定めた規約を具備しなければならない 動の指針、 その基準を別途定める。 選挙区支部は、 候補者選定方法、 党員の権利 政治資金の調達、 · 義務、 役員の構成 ものとする。 職員服務規定など各般にわたる ·選出方法、 そのため、 党活動 党本部は 選挙運

第三 党財政の基盤強化

(一)選挙区支部についての措置

- 一、選挙区支部への助成
- るため、党本部からその標準的経費を勘案し、 して支給する。 べてを包括する党の実践的な基本組織であるの 選挙区支部は、 当該選挙区 の市区町村支部、 で、 別に定める一定額を基準額と 職域支部、 選挙区支部 各種友好団体等す の運営に資す
- 2 1, に加え、選挙区支部の 人口、 面積等を勘案して若干の追加支給を行う。
- 3 衆議院議員総選挙が執行される場合は、 別途、 相当額を支給する。
- 一、資金調達等財政基盤の強化
- 1 その自主的活 支援するための 選挙区支部は、 動 0 日 強化に 常活動および選挙運動を展開し、党勢の拡大をはかるため 衆議院議員選挙をはじめ、 つとめる。 各種選挙における公認候補者を
- 2 選挙区支部は、 独自の資金調達をはかり、 党員獲得による党費、 その財政基盤の強化につとめる。 政治活動に関する寄附等の
- 三、党

を得るものとする。 選挙区支部、 党費の配分に および ついては、 市区町村支部の役割と機能等を踏まえ検討し、 現状を基本としながら、 今後の党本部、 支部連合会、 早急に結論

四、収支報告の義務

選挙区支部は、その収支を毎年党員に対して報告する。

[二] 都道府県支部連合会についての措置

- 一、支部連合会への助成
- 1、支部連合会と新たな選挙区支部との連携等広域的連絡調整等の運営に資す るため、党本部から運営費の助成を行う。
- 2 して調整する。 運営費の助成額は、 別に定める一定額を基準とし、 選挙区支部数等を勘案
- 一、資金調達等財政基盤の強化

独自の資金調達をはかり、 支部連合会は、 党員獲得による党費、 その財政基盤の強化につとめる。 政治活動に関する寄附等の確保により

三、党

党費の 配分につい ては、 のとおり早急に結論を得るものとする。

四、収支報告の義務

支部連合会は、その収支を毎年党員に対して報告する。

五、その他

を支援する。 参議院議員通常選挙が執行される場合は、 これに要する経費につい ては 別途党本部が 支部連合会が 相当額を負担する。 運動母体となり

[三] 市区町村支部についての措置

- 一、市区町村支部の運営
- る寄附等 市区町村支部は、党員獲得による党費のほ の確保により独自の資金調達をはかり、 か、 その財政基盤の強化につと 特別党費、 政治活動に 関す
- め その 運営にあたる。

新報」が週二回刊または日刊化された場合には、

その

取次ぎ

や配達により資金が得られる措置を検討する。

2

機関紙「自由

二、党費

党費の配分につい ては のとおり早急に結論を得るものとする。

三、収支報告の義務

市区町村支部は、その収支を毎年党員に対して報告する。

[四] 党本部についての措置

一、政治資金の調達

治資金の調達に資する見地から、 調達にあたっても政党中心となるようつとめるものとする。 納付する措置を検討する。 党本部は、 政党中心の政治、 選挙活 団体献: 動 金の \sim 0 一定額を選挙区支部等から党本部 改革に対応するため、 なお、 党中心 政治資 $\bar{\mathcal{O}}$ 政 \mathcal{O}

二、公的助成金の使途

また、 党本部は、 公的助成金の支給を受けた支部を適切に指導する 党への公的助成金を適切に使用するため の所要の措置を講ずる。

三、党内機関の活性化

機関 党に集中した政治資金の配分が民主的、 (財務委員会、 経理局) を一層活性化するため 公正 カュ 9 の措置を講ずる 公平なものとなるよう党内

四、収支報告の義務

党本部はその収支を毎年党員に対して報告する。

五、その他

税制上の優遇措置を検討 国民政治協会の機能を一層強化するとともに、 その財政基盤の 強化につとめる。 政党に対する 団体献金の

〔五〕国会議員についての措置

一、国会議員活動についての措置

- て、 各国会議員に対して党本部から、 別途定める一定額を支給する。 その活動に必要な経費に対する助成とし (現行支給分を含む)
- 2 るが、 額を支給する。 る政治活動に必要な経費に対する助成として、1、 参議院議員については、 当面、 選挙区選出議員の選挙制度が存続する場合には、 その選挙制度の結論をまって措置すべきも に加え、 別途定める一定 選挙区に \mathcal{O} おけ で あ
- 3 す。 対する政治活動に関する寄附等の確保をはかり、 国会議員とし て \mathcal{O} 活 動 に必要な政治資金は、 1, その政策活動の充実をめざ に 加 え、 資金調達 寸 体

- 注 パ ーティ - 開催については、 公的助成を受けることが 明確になるので、
- 国民感情から考えて開催を適度なものとする必要がある。
- 収支の明確化につとめる。 4 国会議員は、 今回の国会議員の活動に対する助成措置に鑑み、 公私 0 峻別、
- 二、国会議員の議員活動に対する公費負担
- 1 公設秘書を五名に増員することをめざすが、 当面、 四名(現行二名)を確保
- する。
- 2 便料、 航空運賃に対する公費負担として、 電話料等に対する公費負担の充実を検討する。 週一往復料金を確保する。 さらに、 郵
- 3、議員会館の整備を検討する。

〔六〕地方の首長および議員についての措置

- 一、党本部は、 公認の都道府県議会議員の公認料について支給または助成することを検討す 党公認または推薦の都道府県知事、 および指定都市の市長に加え、
- 附等 地方 \mathcal{O} 確保をは の首長または議員につい ても資金調達団体に対する政治活動に関する寄
- 検討する。 地方議会議員選挙等の候補者の負担を軽減するため、 選挙の 層 0 公営化

第四 候補者選定制度

一〕移行期における衆議院議員候補者の選定方法

- 一、特例措置
- 小選挙区、 比例名簿候補者の 公認調整は移行期に限り、 党本部が主導的に行
- う。
- 一、小選挙区候補者の選定
- 1、現職、前職、元職および前回公認新人の扱い
- (1) 挙区におい 現職議員は、 て優先的に公認する。 比例名簿にのみ登載する議員を除き、 原則として全員小選
- (2) 考慮して、 前職および元職の議員は、 現職に準じて扱う。 前回選挙における実績、 年齢、 支持基盤等を

- 準じて扱う。 数に余裕のある都道府県で候補者であったものに限り、 前回公認の新人は、 前回選挙で特に優れた実績をあげ、 前職および元職に か つ小選挙区定
- 2 小選挙区および希望小選挙区離脱候補者の 調整
- する。 者は小選挙区を離脱、 現職議員のうち、 (比例 Aランク) 総理大臣、 比例名簿のみの候補者として、 衆議院議長、 党副総裁およびその 名簿の最上位に登載 職務経験
- 会を通じて党本部に申請する。 ①の候補者を除く現職議員は全員、 立候補を希望する選挙区を支部連合
- (3) 定員会の了承を得て公認とする。 当該選挙区において、 希望する候補者が単独の場合は、 (比例Eランク) 党本部候補者選
- (4) 準細側に従う。 を参考に、 当該選挙区を希望する候補者が複数となった場合は、 党本部候補者選定委員会が調整をする。 調整にあたっては、 支部連合会の意見 基
- (5)者については比例名簿登載順位で優遇するほか、 ても党本部が優先的に支援する。 べき候補者の 希望する選挙区を離脱する候補者は、 の選挙区 (比例Dランク)、 いない小選挙区 または他 (比例 C ランク) 当該選挙区と同 の都道府県のうち優先して公認す で公認する。 小選挙区での選挙におい <u>ー</u>の 都道府県 これらの候補
- は、 みの候補者となることができる。 定の当選回数を超える候補者 希望する選挙区を離脱せざるを得ない候補者のうち、 党本部候補者選定委員会の推薦により、 (基準細則に定める) (比例Bランク) 少選挙区を離脱、 で本人が希望する場合 一定年齢な 比例名簿の
- な い小選挙区においては、 小選挙区に \dot{O} 小選挙区の調整基準にしたがって調整したのち、 おける新人の登用 選挙区支部候補者選定委員会の推薦に基づき新人 なお候補者の

V

3

 \equiv 比例名簿の作成

を

登用する。

1

小選挙区との重複立候補

小選挙区候補者となったものは、 原則として、 全員比例名簿との重複立候

補者とする。

2、比例名簿候補者のランク分け

比例名簿候補者は、 次 の基準に したがってランク分けをする。

A ラン ク 現職のうち、 小選挙区を離脱、 比例名簿 のみの候補者となった

総理大臣、 衆議院議長、 党副総裁 およびその 職務経験者(小選

挙 (1)

В ラン ク 現職 のうち、 Aランクを除く比例名簿の みの 候補者(小選挙区

<u>(6)</u>

Cラン ク 他の 都道府県で公認を受けた小選挙区候補者 (小選挙区 (5)

D ラン ク 同一 の都道府県内の希望選挙区 以外の選挙区で公認を受けた

小選挙区候補者(小選挙区⑤)

Eラン ク Ć Dランク以外の 小選挙区候補者(新人を除く)(小選挙区③

Fランク 小選挙区で公認を受けた新人

Gランク A、Bランクを除く比例名簿のみの候補者

3、名簿順位と当選人の決定方法

(1) Ą Bランク候補者の名簿順位は当選回数、 年齢等を基準に党本部に お

いて決定する。

(2) \mathbf{C} Fランクの候補者に つい ては、 それぞれのランク内では 同 順 位

その当選者の 決定方法は法律事項 小 選挙区に お ける得票率) による。

Gランクの候補者の名簿順位は、 党本部におい て決定する。

1、移行期における基準細則

1、小選挙区における調整

希望する選挙区への立候補申請は、 現職を優先し、 現職の調整が終了し

たのちに前・元職、 ついで新人の順に申請を受け、 調整する。 この場合、

現職の立候補申請は従来、 本人の選挙区だった地域内、 またはそれを含む

選挙区に限るものとする。

同一選挙区を希望する現職候補者が複数となった場合は次の基準に

ょ

① 当選回数の少ないものの希望を優先する。

て調整する。

2 当選回数の同じ場合は年齢の若い ものの希望を優先する。

- (3) なった場合は 請を行う場合は同一都道府県内での申請を優先する。 希望する選挙区で公認を得られ (2) の基準により調整する。 なかった現職候補者が他の選挙区で再申 現職候補者が複数と
- 府県において再申請を行う。 同一都道府県内の選挙区で公認を認められなった現職候補者 は 他 \mathcal{O} 都 道
- (5)前・元職につい \mathcal{O} 調整基準は現職と同様とする。 ては現職の調整が終了したの ち、 立 一候補申 請を行う。 そ
- 新 人につい ては現職、 前 • 元職の調整が終了 たの ち、 立候補-申 詩を行

う。

- (7) 則とする Bランク候補者の要件は 永年勤続議員であり、 カュ つ満六十五歳以上を原
- 2、小選挙区における新人の登用

前回公認新人を優先する。

- 3、比例名簿の作成
- (1) する。 A ラ ン ク \mathcal{O} 名簿 順位は候補者の経歴、 年齢、 当選回数を基準として決定
- (2) は年齢 Bランク が上の \mathcal{O} 名簿順位は、 ŧ \mathcal{O} を上位とする。 勤続年数 \mathcal{O} 多い Ł \mathcal{O} を上位とする。 同 \mathcal{O}
- (3) Gランクの 名簿順位は、 党本部におい て行う資格審査 \mathcal{O} 内容によ ŋ

する。

4、その他

移行期においては定年制を設けないこととする。

[二] 定着後における衆議院議員候補者の選定方法

一、候補者選定委員会の設置

党本部、 支部連合会、 選挙区支部に候補者選定委員会を設置する。

二、候補者選定委員会の構成

1 の代表および 成が必要と考えられる。その つをもって構成する。 党本部候補者選定委員会は 人物考査などに見識をもつ党外有識者、 ため党の役職者、 新人の資格審査等を担当する関係から幅広 党員、 それぞれの三分の一づ 党友である各界・ 各層 い構

- 0) とする。 支部連合会候補者選定委員会の構成は党本部候補者選定委員会を準ずるも
- 3 補者選定委員会を設置する。 選挙区支部には常設の候補 者選定小委員会および 必要に応じて開催す る候
- 補者選定委員会に準ずるものとする。 候補者選定小委員会は十五名程度とし、 その構 成は 原則として党本 部候
- (2) 構成する。 に一人の割合で無作為抽出した選定委員および支部役員若干名によって 候補者選定委員会は開催の必要が生じた場合、 その つど支部党員五十人

二、小選挙区候補者の選定

1、候補者選定の時期

においては速やかに決定する。 小選挙区候補者の選定は、 総選挙終了後 年以内に行う。 ただし、 空白区

- 2、小選挙区における前回公認候補者の扱い
- 前回当選者に 0 1 ては、 当該小選挙区で優先的に公認する。
- (2) ただし、 公認権が消滅する。 その現職議員が在任中に重大な党紀違反等を犯した場合は 優先的公認権消滅の要件につい ては別途定める。
- (3) 県の 区での優先的公認権を失う。 公認権を失う。 公認候補者 小選挙区候補者となったもの いうち、 小選挙区で二回連続して落選し ただし、 は三回連続して落選した場合に優先的 移行 期の特例措置により他の ても \mathcal{O} は当該小 都道府 選挙
- (4) 候補 て落選した場合に優先的公認権を失う。 同一県内であっても移行期の特例措置により、 したものは、 党本部の承認を得たもの に限り、 希望小選挙区以外か 小選挙区で三回連続し ら 立
- 3、小選挙区における新人の登用

現職議員の死去、 空白が生じた選挙区においては、 引退および連続落選による優先的公認権消 次のような手続きにより新人を登用する。 滅等によ 0 て

- (1) 党本部の手続き
- 衆議院議員候補者資格審查」 の公認候補者をめざすもの は全員、 に合格しなければならない。 党本部候補者選定委員会が行う

- 現能力等を勘案し、 審査基準に ついては過去 広く 人材を求 の経験 めうるよう別途定める。 実績、 人格、 統率力、 政策能· 九、 表
- 3 「衆議院議員候補者資格審査」 は年四回程度開催する。
- 4 応募資格は満二十五歳以上の日 本国籍を有する党員とする。
- (2) 選挙区支部の手続き
- 1 おいて、 資格審査合格者は他に優先 当該選挙区支部に対 して 公認すべ 公認を申請することが き候補者 \mathcal{O} V できる。 な い選挙 区
- 委員会が審査を行い、 に提出する。 当該選挙区において複数の公認申請者があった場合、 申請者を二名ないし三名にしぼって、 選挙区の 選定委員会 選定小
- ③ 選定委員会は公認候補者を選出する。
- 4 部に公認を申請する。 はこれにかわる議決機関の承認を得たうえで、 選定委員会で選出された公認候補者に い ては、 支部連合会を通じて党本 選挙区支部大会また
- ③ 選挙区支部と党本部との調整

が 選定手続きに疑義がある場合、 できる 党本部は 選挙区支部 の選出を尊重し、 党本部 は支部に対し、 公認決定を行う。 再審査を求めること ただし、 支 部 \mathcal{O}

(4) 支部連合会の役割

挙区支部大会またはこれに っまとめ、 支部連合会は、 および党本部 選挙区支部候補者選定小委員会の審査 \sim の申請等を行う。 かわる議決機関で承認された公認候補者 $\overline{}$ \mathcal{O} 役員派 遣、 \mathcal{O} 選

四、比例名簿候補者の選定

- 1 う。 比例名簿の 決定は、 小選挙区候補者の選定終了後できるだけ早い 時 期に行
- 2、Aランクは恒久的に設定する。
- 3 小選挙区候補者となったものは、 全員比例名簿との重複立候補者とする。
- 4 比例名簿候補者は、 次 の基準にし たがっ てランク分け を行
- ラン ク 総理大臣、 現職のうち、 衆議院議長、 小選挙区を離脱、 党副総裁およびその 比 例名簿 \mathcal{O} みの候補者とな 職務経験者 0

B ラン ク 現職議員(ランク内において比例のみのBランク当選者 В1

小選挙区当選者= B 2 小選挙区で落選した比例当選者= В 3 \mathcal{O}

グループ分けを行う。)

Cランク 前回落選者のうち小選挙区における優先的公認権を保持するも

0)

Dランク 小選挙区で公認を受けたその他の候補者

Eランク 比例名簿のみの新人

5 Aランクおよ び В1 Eランク候補者の名簿順位は党本部におい て決定す

る。

7 6 比例名簿のみの新人については、 B2 ~ Dランクの その当選者の決定方法は法律事項 候補者に 5 V ては、 「衆議院議員候補者資格審査」に合格し それぞれのランク内では同 (小選挙区における得票率) による。 順位と

たものをあてる。

[三] その他

一、無所属立候補者への措置

ては除名処分とするほか、 党の公認候補者に対抗 これらに ついては 制度定着の前提条件であるため、 して立候補した党員およびそれを支持した党員に 厳正な対応措置をとる。 また、 党則 \sim 追加公認は行わな 0) 明記を含め、 対

二、定年制

党紀委員会において定める。

小選挙区、 比 例 代表、 ともに定年制を設ける。 年齢基準は 別途定める。

一、腐敗行為の防止

候補者選考過程に おける腐敗行為 \mathcal{O} 防 止に 0 11 ては、 党則に明記することを

前提に党紀委員会において定める。